

# 廃業等届出書

宅地建物取引業法第11条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長 殿  
北海道知事

届出者 住 所  
氏 名

受付番号

受付年月日

届出時の免許証番号

\* | | | | | | | | | |

\* | | | | | | | | | |

| | ( ) | | | | | | | |

届出の理由	1. 死亡 2. 合併による消滅 3. 破産手続開始の決定 4. 解散 5. 廃止
商号又は名称	
氏名 (法人にあつては、 代表者の氏名)	
主たる事務所の所在地	
届出事由の生じた日	
宅地建物取引業者と 届出人との関係	1. 相続人 2. 元代表役員 3. 破産管財人 4. 清算人 5. 本人

確認欄  
\*

備 考

- ① 届出者は、\*印の欄には記入しないこと。
- ② 「届出時の免許証番号」の欄は、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。  
ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。

記入例 

0	0
---	---

 (5) 

			1	0	0
--	--	--	---	---	---

 [国土交通大臣(5)第100号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事 (石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事 (渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事 (檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事 (後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事 (空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事 (上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事 (留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事 (宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事 (オホ)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事 (胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事 (日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事 (十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事 (釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事 (根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ③ 「届出の理由」及び「宅地建物取引業者と届出人との関係」の欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- ④ 死亡の場合にあつては、「届出事由の生じた日」の欄に死亡の事実を知った日を付記すること。

## 【 注意事項 】

1 届出書には、宅地建物取引業者免許証原本と次の書類を添付する。

届出書は、次の届出人が窓口を持参することとし、届出人本人が確認できる証明書（運転免許証、取引主任者証など）を提示する。

次の届出人以外が持参する場合は、委任状が必要となる。

届出事由	届出人	添付書類
ア 死亡したとき。	相続人	死亡及び相続人がわかる戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
イ 法人が合併により消滅したとき。	法人を代表する役員であった者	消滅した法人の閉鎖事項全部証明書（消滅日のわかるもの）
ウ 破産手続開始の決定があったとき。	破産管財人	破産管財人の証明書（破産手続開始日がわかる裁判所が発行した書類。破産管財人の印鑑証明を兼ねる。）
エ 法人がイ、ウ以外の理由で解散したとき。	清算人	解散日がわかる履歴事項全部証明書
オ 廃止したとき。 (注)法人は存続する。	業者であった個人又は法人を代表する役員	なし

2 紙による申請の提出部数は次のとおり。

なお、保証協会用や申請者用を必要とする場合は別途必要部数を用意する。

### ①北海道知事免許の場合

a 主たる事務所の所在地が石狩振興局の所管区域内(札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村)にある場合

正本1部（石狩振興局用）＋（別途必要部数）

b 主たる事務所の所在地が石狩振興局の所管区域内以外にある場合

正本1部（申請先総合振興局・振興局用）＋副本2部（本庁用）＋（別途必要部数）

### ②国土交通大臣免許の場合

正本1部（国用）＋副本1部（本庁用）＋（別途必要部数）